

Press Release

報道関係者 各位

発 表 日 令和7年11月5日 照 会 先 九州厚生局沖縄事務所

098-833-6006

電話番号

元保険医療機関の指定の取消相当及び元保険医の登録の取消相当

厚生労働省九州厚生局は、令和7年11月5日付けで、元保険医療機関に対し指定の取 消相当の取扱いを、また、元保険医に対し登録の取消相当の取扱いを行いました。

この取扱いは、実際には行っていない保険診療を付け増しするなどして、診療報酬を 不正に請求したことによるものです。(不正・不当請求額 約715万円)

なお、今回の取扱いにあたっては、令和7年10月22日に開催された九州地方社会保険医療協議会において、同取扱いが妥当との建議がなされています。

※ 「取消相当の取扱い」とは、取消処分を行う前に保険医療機関の指定の辞退や 医療機関の廃止、あるいは保険医の登録の抹消に係る届出が提出された場合等 により行政処分を行うことができない場合に、取消処分と同等の取扱いを行う こととするもので、具体的には、取消相当となった日から原則5年間は再指定 や再登録を行わないこととするものです。

記

1 元保険医療機関の指定の取消相当

(1) 元保険医療機関の名称等

名 称 あいレディースクリニック

所 在 地 沖縄県沖縄市美里4-17-7

開 設 者 北條 英史(ほうじょう ひでし)

(2) 指定の取消相当年月日

令和7年11月5日

※ 当該元保険医療機関は、令和4年5月31日に廃止していることから、指定 の取消相当の取扱いとするものです。

2 元保険医の登録の取消相当

(1) 元保険医の氏名等

氏 名 北條 英史(ほうじょう ひでし) 56歳

(2)登録の取消相当年月日

令和7年11月5日

※ 当該元保険医は、令和7年4月2日から医師免許を取消とする行政処分を 受けており、保険医の登録の取消処分を行うことができないため、登録の取 消相当の取扱いとするものです。

3 診療報酬の不正及び不当請求

監査において確認した不正・不当請求に係るレセプト件数及び金額 (平成30年4月分~令和3年10月分)

不正請求	66 名分	レセプト	104 件	7, 121, 543 円
不当請求	31 名分	レセプト	31 件	32,550 円
合 計	97 名分 (62 名分)	レセプト	135 件 (118 件)	7, 154, 093 円

- ※()内は患者実人数及びレセプト実件数である。
- (注) 上記の件数及び金額は、監査で確認したもののみを計上しており、最終的な 不正・不当請求の件数及び金額は、今後精査していくこととしているので、現時 点では確定していない。

4 取消相当とした主な理由

(1) 不正請求

① 付増請求

実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。

《具体的事例》

患者に薬剤を投与していないにもかかわらず、薬剤料を付け増して請求していた。

② 二重請求

自費診療として患者から費用を受領しているにもかかわらず、保険診療したかのように装い、診療報酬を不正に請求していた。

《具体的事例》

保険適用外であるPCR検査等を保険診療として診療報酬を請求していた。

③ その他の請求

- 正常分娩であるにもかかわらず、帝王切開術等を行ったとして診療報酬を 不正に請求していた。
- ・ 外来にて通院し、入院の実態がない患者に入院したとして診療報酬を不正 に請求していた。

(2) 不当請求

算定要件を満たさない病理診断の診療報酬を不当に請求していた。

《具体的事例》

診療録に病理学的検査の結果に基づく病理判断の要点の記載がなく、病理判断料を請求していた。

(3) 禁錮以上の刑に処せられたこと

令和4年5月12日、北條氏は緊急帝王切開術等をした事実及び子宮収縮抑制剤を投与した事実がないにもかかわらず、これらを行ったとする虚偽の内容の診療報酬明細書のデータを、社会保険診療報酬支払基金沖縄支部へ送信させるなどして診療報酬を詐取したとする詐欺罪、及び強制わいせつ罪により那覇地方裁判所沖縄支部から懲役3年、執行猶予4年の判決を受けた。

5 監査を行うに至った経緯等

- (1) 令和3年3月から同年5月にかけて、沖縄警察署や患者の家族等から、九州厚生局沖縄事務所に対し、帝王切開術を行っていない患者を帝王切開術のために入院したとして請求している。切迫早産ではない患者へ切迫早産に係る投薬を指示している。患者がPCR検査を受けるように言われて自費診療として受けたところ、保険診療として医療費通知に記載されているなどの情報提供があった。
- (2) 令和3年10月、北條氏が緊急帝王切開術を行ったかのように装って保険者から診療報酬を詐取していた疑いで逮捕された旨の報道があった。
- (3)以上のことから、診療内容及び診療報酬の請求に不正又は著しい不当の疑義が生じたため、令和4年10月から令和7年4月まで計17回、延べ18日間の監査を実施した。